

第3 組織

1 いじめ防止委員会の設置

いじめの防止等の観点を含め、児童を広く指導・支援する組織として「いじめ防止委員会」を置く。「いじめ防止委員会」は、「つながりケア会議」と十分に連携の上いじめ対策にかかる業務を司る。

2 いじめ防止委員会の構成

「いじめ防止委員会」の構成員は次の通りとし、必要に応じて関係する教職員を加える。

校長、教頭、教務主任、ケアコーディネーター、養護教諭、心の居場所サポーター、教育相談担当、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター

3 いじめ防止委員会※1の機能

「いじめ防止委員会」は、毎日開催するものとし、次のことを行う。

- (1) 基本方針に基づく取組を計画・実施する。
- (2) 具体的な行動計画を作成し、実行・検証・修正を行う。
- (3) いじめ等にかかる相談・通報の窓口の機能を果たす。
- (4) 児童の人間関係、学級の状況、いじめが懸念される状況等についての情報収集を行う。
- (5) 収集した情報を共有化・記録化する。
- (6) いじめであると疑われる情報に対する対応を行う。

- ◆児童への事情聴取、指導
- ◆支援体制、行動方針の決定
- ◆保護者への連絡・報告と連携にかかる体制・方針の決定

- (7) いじめ事象を教育委員会へ報告する。

4 ケアコーディネーター※2の設置

教育相談、特別支援教育、生徒指導等の機能を有機的に組み合わせ、児童および家庭の多様化したニーズに応じて支援を行うため、ケアコーディネーターを置く。ケアコーディネーターは、児童及び家庭の様々な状況に応じ、学校の持つ諸機能を組み合わせ、柔軟かつ迅速にケアする。ケアコーディネーターは、当分の間教務主任が担当する。

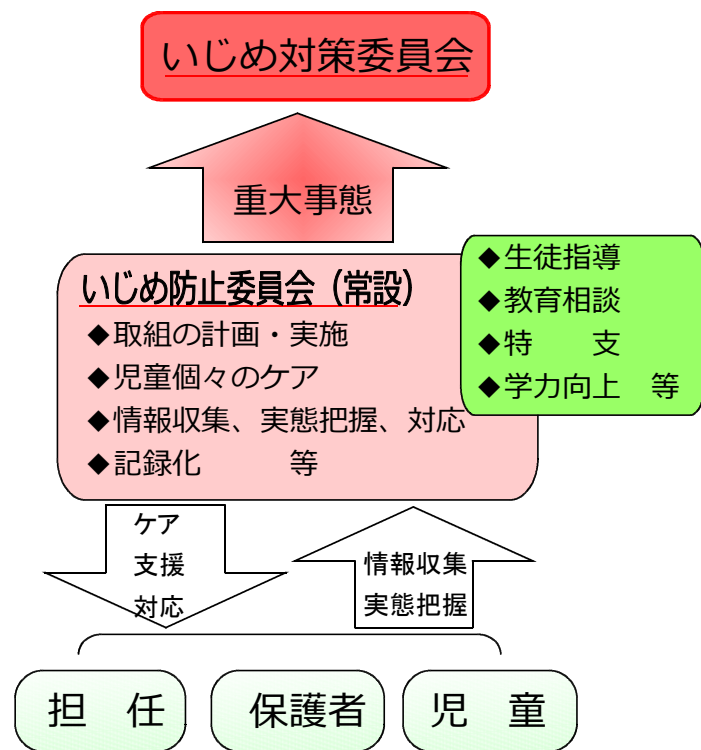


図3 組織及び機能

※1 いじめ防止委員会は、主に生徒指導部、教育相談部、特別支援教育部、学力充実部、人権教育部の機能を有機的に組み合わせ、対処すべき事案の特性に合わせて、臨機応変に活動する組織である。

つながりケア会議と連携することにより、各分掌の機能を十分に活かすこととなる。これにより、多方面からの取組を実施する。

※2 ケアコーディネーターは、いじめ防止委員会を主管すると共に、情報を収集、管理し、必要に応じてケア委員会を開く。情報収集、家庭訪問等、素早い指示を行う。

また、毎朝の定例会を主宰する。